

徳島県告示第百十四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和六年三月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

那賀郡那賀町川俣字谷山七の五、二〇、二三の七、二三の一五、二三の一六及び二九

の三